川崎市葬祭場使用料を免除する被災者等の特例措置に関する要領

制定　平成 29 年 4 月 11 日
29 川健生第 54 号付け市長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、川崎市葬祭条例（昭和 27 年川崎市条例第 33 号）第 7 条及び川崎市葬祭条例施行規則（昭和 27 年川崎市規則第 27 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定による使用料免除の特例措置について、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の免除）

第２条　規則第 2 条第１項第 4 号に規定する市長が必要と認める者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定され、かつ、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる災害で被災または罹災した者で、かつ、一時的に本市へ避難している者（以下「被災者等」という。）の葬祭のために使用する者（被災者等と二親等以内の親族に限る。）とし、同項第 4 号に規定する市長が必要と認める額は全額とする。

（１）　東日本大震災

（２）　平成２８年熊本地震

（３）　令和６年能登半島地震

（４）　令和８年熊本地震

（申請）

第３条　前条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、免除対象者であることを証する書類として、次に掲げる書面を添付の上、葬祭場使用料減免申請書（規則第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）被災者等に係る被災証明書又は罹災証明書の写し

（２）被災者等と二親等以内の親族であることを証する書類

附　則

この要領は、平成２９年４月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年８月７日から施行する。